

中学校給食で使用する特定原材料等を含む食品について

泉南市教育委員会
泉南市中学校給食会

この表は、中学校給食で使用する「特定原材料等」を含んでいる食品についての情報を掲載しています。

「特定原材料等」とは、食品表示法で加工食品に表示するよう定められているアレルギーを起こしやすい物質のことで、現在は、表示義務のある8品目と、表示が勧められている20品目の、合計28品目があります。

- 印： 食品の原材料として使用しているもの。（28品目 すべてについて掲載。）
△印： 同じ工場・施設内で特定原材料等を含む食品を製造しているため、混入の可能性があるもの。（表示義務のある8品目のみ掲載。）
×印： 加工の途中で補助的に使われるもの。製品を加工する前の原材料に含まれるもの。（表示義務のある8品目のみ掲載。）

＜調理施設について＞

中学校給食は、民間業者の調理施設でごはんとおかずを調理しており、その調理施設では、特定原材料等(そば、落花生、まつたけ、キウイフルーツ以外)を使用しています。

このため、別のおかずから混入する可能性を完全に否定することはできません。

不安に感じられる場合は、学校給食センターまでお問い合わせください。

泉南市教育委員会 学校給食センター ☎ 072-484-1389

[illegible]

[illegible]